

## 警報等発令時の休講措置

1. 暴風雨警報および暴風雪警報や大規模地震の警戒宣言（以下、警報等という）発令の場合の休講措置について、この規定の定めるところによる。
2. 試験日についても、この規定を適用する。
3. 警報等発令時の授業時間は、次のとおりとする。
  - (1) 愛知県西部に暴風雨警報および暴風雪警報が発令された場合は下記による。
    - ア 午前7時までに暴風雨警報および暴風雪警報が発令されている場合は、午前中 休講とする。
    - イ 午前11時までに暴風雨警報および暴風雪警報が解除された場合は、午後からの授業は実施する。
    - ウ 午前11時以降も暴風雨警報および暴風雪警報が発令されている場合は、午後も休講とする。
  - (2) 学生の登校後に、愛知県西部に暴風雨警報および暴風雪警報が発令された場合は、学長の指示に従う。
  - (3) 学生の居住地に暴風雨警報および暴風雪警報が発令された場合は、前記(1)に準ずる。
4. 臨地実習期間中については、別に定める。
5. 東海地方に地震の警戒宣言が発令された場合は、暴風雨警報および暴風雪警報時の授業に準ずる。
6. 地震、洪水等で被災した場合は、安否等について速やかに本学に連絡する。